

# 令和7年度いわき市ふるさと産品育成事業補助金 申請団体等募集案内

## 1 事業の目的

「地域における資源、技能等その特性を生かして生産し、又は加工されたふるさと産品の育成を図り、地域経済の活性化に資する」ことを目的に、ふるさと産品の育成に係る事業に対し、補助金を交付する事業です。

## 2 補助の対象者

市内でふるさと産品を生産又は加工する業者で構成され、構成員名簿や団体規約、収支予算等が明らかになっている団体が対象です。

ただし、次の補助対象事業のうち、(2)ー①の「物産展等への出展の促進」及び(3)の「新製品研究及び開発、かつ本市産の原材料の調達率向上を図る取組」については、上記団体以外の生産者又は加工業者による申請も可能です。

## 3 補助の期間

原則1年。

なお、3か年を限度に継続を認めることができます。(ただし、事業決定は単年度ごとに行うものであり、次年度以降の事業決定を確約するものではありません。)

## 4 事業の対象期間

令和7年4月1日(火)から令和8年2月28日(土)

## 5 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額

事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
(1) ふるさと産品の普及及び宣伝に関する事業 ① ふるさと産品展示コーナーの設置 ② ふるさと産品パンフレット等の作成 ③ ニューメディア等による情報提供 ④ ふるさと産品イベント開催 ⑤ ふるさと産品に関する他の都市との交流	謝金、賃金、使用料、 消耗品費、賃借料、 印刷製本費、賄費、 通信運搬費、旅費、 広告宣伝費、 工事請負費、 備品購入費	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助限度額 50万円
(2) ふるさと産品の販路の開拓に関する事業 ① 物産展等への出展の促進 ② 朝市、夕市等の開催	旅費、広告宣伝費、 賃金、印刷製本費、 消耗品費、賄費、 使用料、賃借料、 備品購入費	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助限度額 10万円
(3) ふるさと産品の開発及び育成に関する事業 新製品研究及び開発、かつ本市産の原材料の調達率向上を図る取組	旅費、負担金、賃金、 賄費、印刷製本費、 通信運搬費、使用料、 賃借料、原材料費	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助限度額 50万円

(4) その他ふるさと産品の育成に関する事業	必要と認められる経費	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助限度額 その都度決定する額
------------------------	------------	--

## 6 募集期間

令和7年2月1日（土）から2月28日（金）まで※当日消印有効

## 7 提出書類

補助金等交付申請書（第1号様式第4条関係）、事業計画書（第1号様式第3条関係）、収支予算書（第2号様式第3条関係）、決算書（任意様式）、ヒアリング調書（様式有）  
（団体は規約、名簿も提出必要）

※ 補助金等交付申請書等の様式は、市ホームページから取得してください。

## 8 提出先

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 市役所本庁舎5階  
いわき市役所 観光文化スポーツ部 観光振興課 観光事業係  
メールアドレス：kankoshinko@city.iwaki.lg.jp

## 9 注意事項

本事業の実施については、市議会令和7年2月定例会における令和7年度当初予算案の成立が前提となっております。

### 【お問い合わせ先】

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 市役所本庁舎5階  
いわき市 観光文化スポーツ部 観光振興課 観光事業係  
電話 0246-22-7477